

池田町福祉計画 令和7年度評価の考察

第2章 地域福祉計画

今年度、「その人らしく いきいきと暮らすことができ、地域で支え合える 絆の強いふるさと池田町」＝地域共生社会の構築と捉え、地域共生社会の構築のためには人口減少に伴う人材不足が問題であると整理し、この人材不足の解消のため、ひとまず障がい者や高齢者が暮らしやすく生活できるために必要な公的サービスの人材不足（＝福祉分野の人材不足）の軽減や解消を足掛かりとして取り組むこととしました。

そこで、総合福祉センター運営委員会において上述の取り組みに至る考察を行ったところ、福祉分野の人材不足解消のための大きな目標は、①公的サービス提供者の増加（担い手の増加）、②公的サービスを受ける者の抑制・減少（担われ手の抑制・減少）、③地域内における担い手の増加であることと整理されました。

さらに、担い手の増加に向けて事業所による検討会や社協や松本大学と連携した検討を重ね、令和8年度は、①公的サービス提供者の増加については、大学や高校、首都圏での事業所のPRを行い、③地域内における担い手の増加については町民との話し合いの場を作っていきます。

第3章 いのち支える推進計画

自殺予防対策においては、「心理的に孤立させない」ことが非常に重要です。

これを踏まえ、令和7年度は個別ケース対応を行うにあたり相談対象者の心理的孤立の防止を意識して支援を行ってきましたが、自死のリスクを一層減らすには、「早期」に支援につながるものが重要であるため、「自分でリスクに気づけること」、「相談先を知っていること」及び「他者のリスクに気づけること」これらの取組を一層強化する必要があると感じました。

令和8年度はより多くの媒体を使い情報提供を行っていくとともに、地域の身近な相談役である民生児童委員（特に新任委員）を中心にゲートキーパー研修を行い、生活に困難を抱えた方に「気づき」そして「つなぐ」という、民生児童委員の基本活動の質の向上に努めます。

第4章 成年後見制度利用促進計画

前年度に引き続き、「基本施策1 権利擁護支援の基盤整備」、「基本施策2 成年後見制度の正しい理解促進」に向けた会議や研修会、相談会の実施に取り組むことができました。成年後見制度の認知度は高まっており、相談ケースも年々増加傾向にあります。(権利擁護相談件数 令和5年度15件→令和6年度35件)。本制度への地域住民の関心の高まりだけでなく、一次相談窓口(市町村職員)に向けた学習会や研修の継続により、相談対応職員の制度熟知が進み、対応できる相談内容が増えたことが要因と考察しています。また無料相談会により、法務専門職との関係性が途絶えることなく維持できているため、質問しやすい環境にあることも、対応力の強化につながっています。

一方で、令和7年度には「基本施策3 安心・安全で利用しやすい制度運用」に焦点を絞り取り組む計画としていました。「成年後見制度利用支援事業」に関する要綱改正は部会にて検討を重ねましたが、市町村長以外の申立事例に対し、市町村がどのように助成するか調整が必要であり、継続した検討が必要な状況です。また、市民後見人の養成についても継続した検討・協議を重ねる必要があり、実際の養成には至っていません。令和8年度は、特にこの2点に取り組む必要があります。

第5章 高齢者福祉計画

令和7年度は、「基本施策2 暮らしを支え合うまちづくり」のひとつである、「施策2-1 認知症施策の充実」として、認知症サポーター養成講座の講師役を担うことのできるキャラバンメイトの養成を行うことができました。令和6年度に作成した「認知症ガイドブック」も活用しながら、すでにある地域の集いの場へ参加し、認知症の啓発活動を行っています。

家族介護者のニーズ把握に向けたアンケート調査も実施しました。介護者が集まって話をする場である「家族会」へのニーズはあるものの12.5%にとどまることが分かりました。また、就労しながら介護する方の増加により、「家族会」へ参加する時間が取れないことや、これまでのように「家族会」で参加者から介護知識や情報を得るのではなく、SNSやインターネット動画から情報収集するなど、介護者のリアルな現状が見えてきました。北アルプス広域連合では第10期介護保険事業計画(令和9年～)に向け、高齢者実態調査を行っており、この結果も踏まえ、今後の介護者支援について検討していきます。

また、「基本施策3 尊厳を守り、安心して暮らせる支え合いのまちづくり」「施策3-4 自然災害や感染症の対策支援」では、個別避難計画の策定に対し、2つのモデルケースを用い検証を行いました。地域住民のご協力のもと一緒に考えることで、福祉職としてできる支援内容の精査につながりました。令和8年度には、個別避難計画の策定が難しいケースなど自主防災会からの依頼に対し、福祉職として計画作成を支援できることを広報・周知してい

きます。

一方で、「施策 3-2 高齢者虐待の防止と対策」では、個別ケースへの対応は丁寧に迅速に行えるようになってきたものの、地域に対しての研修や講演会などは行えませんでした。高齢者虐待認定件数は 8 件（令和 6 年度）であり、福祉関係職とともに解消に向けた取組を行いました。虐待を擁護者の SOS として受け止め、擁護者支援の視点から解決策を考え実行していく視点が徐々に浸透しつつあると感じます。こうしたケースを題材に、令和 8 年度には研修等開催することで、より一層、地域全体の虐待対応力向上を図っていきます。

第 6 章 障害者計画

「施策 1-1 自己決定の尊重と意思決定の支援」では、相談支援体制の充実として掲げた「ふくしの相談係の周知」の達成度が C 評価でした。当該係の係員の人数的キャパシティーの問題もありますが、気軽に福祉的相談ができる体制を目指して令和 8 年度は周知にも力を入れていきます。その他、評価のない項目ですが、事案の発生した場合にはすぐに対応できるように日頃から係内で情報共有、事例検討を行うよう心がけています。令和 8 年度も事案発生時に備えた体制整備を図り、自己決定の尊重と意思決定に配慮した支援が行えるようにしていきます。

また、併せて「施策 2-2 地域生活を支えるサービス提供体制の整備」では、現在池田町障がい者等基幹相談支援センターが取り組んでいる地域共生社会構築に向けた福祉人材不足解消についても着実に進めていきます。